計画作成年度	令和8年度
計画主体	近江八幡市 東近江市 蒲生郡日野町 蒲生郡竜王町

東近江地域鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名　近江八幡市産業経済部農業振興課
所在地　滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
電話番号　0748－36－5514
FAX番号　0748－32－3919
メールアドレス　011002@city.omihachiman.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名　東近江市農林水産部林業振興課
所在地　滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
電話番号　0748－24－5523
FAX番号　0748－23－8291
メールアドレス　ringyou@city.higashiomi.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名　日野町農林課
所在地　滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
電話番号　0748－52－6563
FAX番号　0748－52－2043
メールアドレス　nourin@town.shiga-hino.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名　竜王町農業振興課
所在地　滋賀県蒲生郡竜王町小口3番地
電話番号　0748－58－3706
FAX番号　0748－58－3730
メールアドレス　dream@town.ryuoh.shiga.jp

1．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・アライグマ・カニクイアライグマ(以下アライグマに含める)・カラス・カワウ・ドバト・スズメ・ヌートリア・オオバン
計画期間	令和8年度　～　令和10年度
対象地域	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町

2．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和6年度）

地域	鳥獣の種類	被害の現状		
		品目	被害数値	
東近江地域	イノシシ	水稲・麦・大豆・野菜	6,110千円	4.63ha
	ニホンジカ	水稲・麦・大豆・野菜	若干	若干
	ニホンザル	水稲・麦・大豆・野菜・果樹	318千円	0.25ha
	ハクビシン			
	アライグマ	果樹・野菜・その他	若干	若干
	ヌートリア			
	カラス	水稲・麦・大豆・野菜・果樹・畜産	若干	若干
	スズメ	水稲・麦・大豆・野菜	若干	若干
	ドバト	水稲・麦・大豆・野菜	若干	若干
	オオバン	麦類	若干	若干
	カワウ	魚類	若干	若干
	計			

地域	鳥獣の種類	被害の現状		
		品目	被害数値	
近江八幡市	イノシシ	水稲	746千円	0.30ha
		豆類		
		麦類	若干	若干
		野菜		
	ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン ヌートリア	水稲 豆類 麦類 野菜 果樹	若干	若干
	スズメ ドバド	水稲 豆類 麦類 野菜	若干	若干
	カラス	水稲 豆類 麦類 野菜 果樹 畜産	若干	若干
	カワウ	魚類	若干	若干
	オオバン	麦類	若干	若干

東近江市	イノシシ	水　稲	1,997千円	1.56ha
	ニホンジカ	水　稲 豆　類 麦　類 野　菜 果　樹	若干	若干
	ニホンザル	水　稲 豆　類 麦　類 野　菜 果　樹	318千円	0.25ha
	カラス	水　稲 豆　類 麦　類 野　菜 果　樹 畜　産	若干	若干
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	水　稲 野　菜 果　樹	若干	若干
	カワウ	魚　類	若干	若干
	オオバン	麦　類	若干	若干
日野町	イノシシ	水　稲	2,504千円	2.12ha
	ニホンジカ	水　稲 麦　類 大　豆	若干	若干
	ニホンザル	水　稲 野　菜 麦　類 果　樹	若干	若干
	ハクビシン アライグマ	野　菜 果　樹	若干	若干
	カワウ	魚　類	若干	若干
	カラス	水　稲 野　菜 麦　類 果　樹 畜　産	若干	若干
	スズメ	水　稲	若干	若干
竜王町	イノシシ	水　稲 豆　類 麦　類 野　菜	863千円 若干	0.65ha 若干
	ニホンジカ	水　稲 豆　類 麦　類 野　菜	若干 若干 若干 若干	若干 若干 若干 若干
	ニホンザル	水　稲 豆　類 麦　類 野　菜	若干 若干 若干 若干	若干 若干 若干 若干
	カラス	水　稲 畜　産	若干 若干	若干 若干
	アライグマ	野　菜 果　樹	若干 若干	若干 若干
	スズメ	水　稲	若干	若干
	ハクビシン	野菜 果樹	若干	若干

（２）被害の傾向

近江八幡市

イノシシ

奥津山、八幡山、繖山、箕作山等の山周辺のみならず、河川沿いの平野部にある集落において農作物に被害がある。また、民家等やその周辺での掘り起し被害も報告されている。

ニホンジカ

近江八幡市内では大きな農作物被害がないものの、奥津山、八幡山、繖山、箕作山、安土山での捕獲がある。捕獲されている個体数はごくわずかであるが、 捕獲数は増加傾向にある。

ハクビシン・アライグマ

主に野菜や果樹等への農作物被害があり、近年では市街地での生活環境被害も発生している。
捕獲数の増加から生息域及び個体数は増加しているように思われる。

ヌートリア

現在顕著な被害はないが、近年の捕獲数の増加から被害が大きくなる可能性がある。

スズメ

水稲の収穫前に実りをつけた穂を啄む被害が報告されている。例年被害が報告される地域は、南津田町地先で7月・8月頃に被害が発生している。

ドバト

一部地域において、水稲等への被害が発生している。

カラス

主に田植えが行われた後水稲の引き抜きや、大中地域における牛への被害が報告されている。

カワウ

沖島町地先や伊崎半島周辺での水産業への被害が発生している。

オオバン

河川沿いの田での麦の新芽を啄む等の被害が報告されている。

東近江市

イノシシ

イノシシは、鈴鹿山系及び布引丘陵の山中だけでなく、雪野山、箕作山、繖山等の平野部の孤立した山や集落内の里山に生息しており、豚熱の影響で令和2年以降減少していた生息数も豚熱の終息に伴い増加傾向にある。また、愛知川、日野川、佐久良川、白鳥川等の河川敷等を移動経路とし水稲、大豆及び家庭菜園等に対する農作物被害が発生している。また、民家やその周辺の農地にも出没しており、通年にわたり自生する植物の球根や土中の生物等を捕食するなど、ほ場基盤や法面の崩壊など、農業施設の被害も発生している。

ニホンジカ

ニホンジカは、鈴鹿山系及び布引丘陵の山中だけでなく、雪野山、箕作山、繖山等の平野部の孤立した山や集落内の里山に生息している。有害鳥獣捕獲や侵入防止柵の設置により、農作物被害については減少しているが、樹木の新芽に対する食害、樹皮剥ぎ被害及び山地の自然植生に対する食害が発生している。

ニホンザル

ニホンザルは、鈴鹿山系沿いの農地や集落を中心に、水稲、大豆、果樹、小麦及び家庭菜園の野菜等に被害を与えている。平野部では、はなれザルが出没し、民家付近の野菜、果樹等に被害を与えたり、町中にも出没し、通学途中の児童への影響も懸念されている。

ハクビシン・アライグマ・ヌートリア

ハクビシン及びアライグマは、ほぼ市内全域に生息しており、民家近くの家庭菜園等で農作物被害が発生している。また、家屋に住み着くなど、生活環境被害も発生している。ヌートリアについては、琵琶湖岸から伊庭内湖周辺を中心に目撃数が増加しており、農作物業被害が懸念されている。

カラス

カラスは、市内全域で水稲、麦、果樹、野菜等の農作物被害が発生している。

カワウ

カワウは、愛知川下流域に県下有数の大きな営巣地があり、琵琶湖及び愛知川流域において、アユやホンモロコ等魚類の食害及び糞害による生活環境被害が発生している。

オオバン

オオバンは、能登川地区の河川沿いを中心に麦等の農作物被害が発生している。

日野町

イノシシ
　イノシシは、侵入防止柵の整備が進んだことから、整備地区においては一定の被害軽減が見られるが、侵入防止柵の管理等が不十分な地区においては被害が継続して見られ、公道や河川等の侵入防止柵等により封鎖できない箇所から侵入し被害を及ぼす傾向が強くなってきている。
　また、耕作放棄地等が生息地になっていることから、この周辺の民家敷地にも出没するなど、生活環境被害や人的被害の危険性が高まってきている。
　さらに通年にわたり自生する植物の球根や土中の生物などを捕食するため、水田基盤や法面の崩壊等農業施設の被害も発生している。

ニホンザル
　ニホンザルは町内の全域において水稲や果樹、小麦、家庭菜園の野菜等に被害を与えており、特に野菜クズ等の誘引物の放置や、家庭菜園における柵の未整備等の人的要因により発生している被害が多い。また、旧市街地や団地等には群れから離れて行動するハグレザルが出没しており、糞害等による生活環境被害が発生し、人的被害の危険性も高まっている。しかし、平成２８年以降、個体数調整実施の群れが３群と、銃器による駆除を集中して行うことにより、町内に生息する個体数の減少を図ったことから、被害軽減効果が確認できる。

ニホンジカ
　鈴鹿山系の山間部においては、杉や檜などの人工林被害及び山地の自然植生に対する影響が現れており、鈴鹿山麓部、綿向山及び布引山系等の周辺においては、水稲や小麦、大豆や家庭菜園の野菜等に被害を与えている。
　近年、侵入防止柵の整備が進んだことから、整備地区においては一定の被害軽減が見られるが、侵入防止柵の管理等が不十分な地区においては被害が継続して見られ、未整備地区への行動域の拡大により新たな被害地が発生してきており、さらに、公道や河川等の侵入防止柵等で封鎖できない箇所から侵入し被害を及ぼす傾向が強くなってきている。
　また、道路への飛び出しによる交通事故も後をたたない。

ハクビシン・アライグマ
　町内全域で野菜や果樹等の農作物被害が発生し、家屋天井裏での糞尿被害等が発生している。近年の空家等の増加により、そこをねぐらとした個体が周辺で被害を発生させており、被害は増加傾向にある。

カワウ
　当町の大正池に営巣地を形成しているが、近年は減少傾向にある。
　しかし、近接した箇所に位置する日野川ダムにおいてフナの食害が発生していることから、大正池をねぐらとするカワウと町外から飛来するカワウの２種類がいる。

カラス
　水稲・麦・果樹・野菜等に被害を及ぼしており、また牛の背中等をつつく等の畜産被害も発生している。

スズメ
　一部の地域において水稲被害が発生している。

竜王町

イノシシ
　雪野山や鏡山等において生息しており、水稲や麦、大豆、果樹、家庭菜園等の被害が発生している。
　また、近年は今までに被害が見られなかった地域での被害も見られ生息地が変化している。

ニホンザル
　群から離れて行動するニホンザルが出没することがあり、民家付近の野菜・果樹等の被害を与えることがある。

ニホンジカ
　水稲・果樹等で被害が発生している。
　以前はニホンジカが生息していなかった雪野山等において捕獲や目撃がされており、今後生息域の拡大に伴い被害が拡大する可能性がある。

アライグマ
　町全域で野菜や果樹等の農作物被害や牛舎の飼料等の被害が発生し、加えて生活環境にも影響を与えている。

ハクビシン
　町全域で野菜や果樹等の農作物被害や牛舎の飼料等の被害が発生し、加えて生活環境にも影響を与えている。

カラス
　水稲・麦・果樹・野菜等の被害が発生している。
　また、畜産にも被害が発生している。

スズメ
　一部の地域で水稲被害が発生している。

（3）被害の軽減目標

地域	指標	被害金額		被害面積	
		現状値（6年度）	目標値（10年度）	現状値（6年度）	目標値（10年度）
東近江地域	イノシシ	6,110千円	4,676千円	4.63ha	3.55ha
	ニホンジカ	若干	若干	若干	若干
	ニホンザル	318千円	286千円	0.25ha	0.22ha
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	若干	若干	若干
	カラス	若干	若干	若干	若干
	オオバン	若干	若干	若干	若干
	スズメ	若干	若干	若干	若干
近江八幡市	イノシシ	746千円	522千円	0.30ha	0.21ha
	ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア	若干	若干	若干	若干
	スズメ	若干	若干	若干	若干
	ドバト	若干	若干	若干	若干
	カラス	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	若干	若干	若干
	オオバン	若干	若干	若干	若干
東近江市	イノシシ	1,997千円	1,797千円	1.56ha	1.4ha
	ニホンジカ	若干	若干	若干	若干
	ニホンザル	318千円	286千円	0.25ha	0.22ha
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	若干	若干	若干	若干
	カラス	若干	若干	若干	若干
日野町	イノシシ	2,504千円	1,753千円	2.12ha	1.48ha
	ニホンジカ	若干	若干	若干	若干
	ニホンザル	若干	若干	若干	若干
	アライグマ	若干	若干	若干	若干
	ハクビシン	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	若干	若干	若干
	カラス	若干	若干	若干	若干
	スズメ	若干	若干	若干	若干
竜王町	イノシシ	863千円	604千円	0.65ha	0.46ha
	ニホンジカ	若干	若干	若干	若干
	ニホンザル	若干	若干	若干	若干
	アライグマ	若干	若干	若干	若干
	ハクビシン	若干	若干	若干	若干
	カラス	若干	若干	若干	若干
	スズメ	若干	若干	若干	若干

（4）従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課　　題
東近江地域	捕獲に関する取り組み	各市町における地元猟友会で、銃器・わなによる捕獲を進めるとともに、猟猟免許の取得も推進している。 また、日野町においては、イノシシ・シカについて解体処理施設を活用し、食品としての有効利用を図っている。	猟友会会員の高齢化・減少のため、捕獲者の養成・確保が必要である。 特に外来獣のついては、生息域が拡大していることから、集落ぐるみでの取り組みを強化し、捕獲を進める必要がある。 捕獲個体の有効利用を図るため市町間の連携強化も課題である。
	防護柵の設置等に関する取り組み	集落ごとに、侵入防止柵を整備しており、ワイヤーメッシュ柵の整備の延長距離は令和6年度末で約460.0kmとなっている。また、緩衝帯の整備も推進しており、住民主体による点検や、花火等による追い払い活動を進めている。	獣害対策に対する取組みに地域差もあることから、柵の維持管理も含め、意識啓発の強化が必要である。 また、防護柵・緩衝帯・追い払いなどを組み合わせた総合的な対策の必要性を啓発する必要がある。
	生息環境管理その他の取り組み	集落に対して、知識・技術取得のための各研修会により情報提供を行った。	地域住民主体の取組みをさらに推し進めるとともに、集落ぐるみでのより効果的な対策を講じるためには現地での指導も重要である。
近江八幡市	捕獲に関する取り組み	地元猟友会に捕獲を委託している 銃器・わなを活用して捕獲を推進 狩猟免許取得を推進 捕獲数は、イノシシ169頭/年(R4年度～R6年度平均)となっている。	猟友会会員の高齢化が進んでいることから、新規狩猟免許取得者の増加及び技術の向上を図る必要がある。 外来獣の生息域が市街地にまで拡大しているため、捕獲をすすめる必要がある。
	防護柵の設置等に関する取り組み	各被害集落ごとに農地周辺に侵入防止柵の整備を実施している。 令和6年度末の整備延長距離はワイヤーメッシュ金属柵約32.7kmとなっている。 また、花火等を提供し、住民による追い払い等の活動を推進している。	獣害に対する意識と取り組みに地域差があるため、積極的に情報提供に努めていく必要がある。 今後は、侵入防止柵の維持管理に関する指導と啓発を行い、柵の効果を最大限発揮していく必要がある。
	生息環境管理その他の取り組み	東近江地域鳥獣被害防止対策協議会の研修等での被害防止技術等に関する知識の取得・普及を行った。	住民全体での獣害に対する意識と取り組みを推進するため、積極的に情報収集・提供に努めていく必要がある。
東近江市	捕獲に関する取り組み	市内猟友会会員で組織する実施隊(捕獲隊)により銃器及びわなを使用し捕獲を進めている。 捕獲数は、イノシシ158頭/年 、ニホンジカ1,070頭/年、ニホンザル140頭/年、、ハクビシン・アライグマ・ヌートリア396頭/年、カラス518羽/年、カワウ1,388羽/年、オオバン314羽/年(いずれもR4～R6平均)となっている。	免許取得等に掛かる費用が従事者を増やすうえで障害となっているため、免許取得等に対する補助が必要である。 河川沿いに移動する個体が増加しているため、更なる頭数調整が必要である。 ニホンザル対策については、捕獲と併せて、集落ぐるみでの被害防止対策の実施を啓発する必要がある。 外来獣の目撃や被害が市内全域へ拡大しているため、更なる頭数調整が必要である。 カワウ及びオオバン対策については、地元集落の理解を得つつ銃器による捕獲を実施する必要がある。 森林域では、ニホンジカによる樹木の新芽の食害や樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止ネットや幼齢樹保護カバー、テープ巻き等の対策を強化するよう啓発していく必要がある。
	防護柵の設置等に関する取り組み	市内ほぼ全域で侵入防止柵の整備が完了している。 令和6年度末の整備延長距離は金属柵137km、サル対策用電気柵16kmとなっている。	河川沿いの被害が増えてきているため、新たな侵入防止柵の整備が必要となっている。また、設置後の破損個所からイノシシ等が侵入する被害も増加しているため、侵入防止柵のメンテナンスや維持管理作業の重要性を啓発していく必要がある。
	生息環境管理その他の取り組み	農地や集落周辺の里山では、緩衝帯を設け、野生動物の棲家にならないよう緩衝帯整備事業を実施している。各被害集落に出向き、被害対策方法等を指導する「出前講座」を実施している。	緩衝帯の維持管理、放任果樹の伐採などの集落ぐるみでの対策を促進していく必要がある。

日野町	捕獲に関する取り組み	地元猟友会の協力により銃器による捕獲、また、被害集落においてわなによる捕獲をすすめている。狩猟免許取得の推進も行っており、捕獲者の養成をすすめている。 捕獲数は、ニホンジカ465頭/年、イノシシ99頭/年、ニホンザル34頭/年となっている。外来獣については、アライグマ137匹/年、ハクビシン21匹/年（R4～R6平均）の捕獲が有り、被害発生に応じて随時、捕獲を実施している。カワウに関しては、営巣羽数が減少傾向にあるが、必要に応じて銃器捕獲をしている。 ニホンジカ・イノシシについては、その捕獲個体の食品としての有効利用を目的に解体処理施設の整備支援や集落指導等を行っている。	ハンターの高齢化や減少に伴う捕獲数の低下を防ぐため、新規捕獲者の確保をすすめる必要がある。 また、わな捕獲においては捕獲者の技術にばらつきが見られるため、研修会等を実施し個々の捕獲者の捕獲技術向上に取り組む必要がある。 外来獣の生息域の拡大が見られることから、住民等への啓発や情報提供及び罠の貸出により捕獲を進める必要がある。 カワウに関しては、営巣数が減少傾向にはあるが、日野川ダム周辺の養魚被害が依然と発生している事から、捕獲の継続と追い払い活動等が必要である。また、市町を越境する鳥獣でもあるため、県域で情報共有等、連携・協力が必要である。また、町境における隣接市町間の柔軟な捕獲体制の構築が必要である。
	防護柵の設置等に関する取り組み	各被害集落ごとに侵入防止柵を整備しており、令和6年度末のワイヤーメッシュ柵の整備延長距離は約260kmとなっている。また、緩衝帯の整備も推進している。 あわせて、獣の生態や防除対策等の研修会や集落環境点検等を実施し、集落主体による獣害対策を進めている。 森林域においては、樹木の皮剥ぎ等の被害対策としてテープ巻等の対策を実施している。	侵入防止柵のほか、里山管理や緩衝帯の整備等による生息環境の棲み分け、また、追い払いや未収穫物の除去などを組み合わせた総合的な対策を進めていく必要がある。 また、侵入防止柵のメンテナンスや緩衝帯の維持管理については、集落住民の高齢化が進み、維持管理が困難な集落も出始めている。 既設防護柵では耐用年数（14年）が経過した柵が有り、再施工を行う集落に対しては、維持管理がし易い箇所への施工を提案していく必要がある。 また、集落間及び市町間の連携不足から連続的な防護整備や効果的な追い払い等が出来ていないことから、その連携・協力を進め広域的な対策としていく必要がある。
	生息環境管理その他の取り組み	毎年2～3回、集落代表者向けの獣害研修会を開催し、野生獣の生態や被害防除について啓発を行っている。既設防護柵の下辺を掘り起して進入してくる野生獣に対し、防風ネットを利用した目隠しネットを数か所に導入した。ニホンザルの防除対策として、家庭菜園向け電気柵の「おじろ用心棒」の導入を進めている。	研修会は、集落代表者の出席が見込まれ、代表者から集落住民への情報展開の行い方を検討する必要がある。 防風ネット、家庭菜園向けの電気柵導入には、費用を発生する為、行政からの支援対策が必要である。 電気柵の導入にあたっては、効果的な設置が必要であり、設置場所個々に事情が変わるため、現地での個別の指導が必要である。
竜王町	捕獲に関する取り組み	地元猟友会に委託して銃器、わなにより捕獲をすすめている。 また、情報提供のあった集落において鳥類防除機、箱罠を設置し防除、捕獲を進めているところである。	狩猟免許取得者を養成しハンターの減少による捕獲数の低下を補う必要がある。 捕獲個体の有効利用を図る必要がある。外来獣の生息域が拡大しているため、農家や集落への啓発をすすめる必要がある。
	防護柵の設置等に関する取り組み	各被害集落ごとに農地周辺に侵入防止柵の整備を実施している。 緩衝帯についても整備を推進している。 令和6年度末の整備延長距離は金属柵（ワイヤーメッシュ）約31.8kmとなっている。	獣害対策に対する取り組みに地域差があるため、学習活動や啓発をすすめる必要がある。 侵入防止柵の維持管理に関しての指導、啓発が必要である。
	生息環境管理その他の取り組み	鳥獣の生態については、各集落や猟友会からの情報提供により少しずつ把握し始めている。	緩衝帯の設置や放任果樹の除去についても、一定の効果があると考えられるが、今後、場所の選定等の調査が必要である。

（5）今後の取組方針

東近江地域としての取り組み

集落ぐるみでの住民主体の取組みをより一層推進するため、情報提供の機会を増やすとともに市町や関係機関が一体となった取り組み体制の構築を進める。また、狩猟免許取得者の養成を図りつつ新たな技術（ICT技術等）を活用し、効率的な捕獲を推進する。さらに、防護柵が設置されている地区では、老朽化が目立つところもあり集落ぐるみでのメンテナンス作業や、併せて緩衝帯の整備も推進する。

近江八幡市

イノシシ等の有害鳥獣の捕獲については地元猟友会等に業務を委託することにより実施するとともに、狩猟免許取得者養成を図る。
農地の防護については、侵入防止柵の設置と併せて誘因除去及び捕獲を推進し、総合的な取り組みを行っていく。また、侵入防止柵は設置後の維持・管理が非常に重要となることから、集落への指導を行う。
外来獣については、民家地周辺での生息が多いことからその習性や対策について住民への情報提供を行っていく。
また、カワウについては、伊崎半島周辺で沖島漁業協同組合及び猟友会会員と連携を図り、適時捕獲を行う。

東近江市

有害鳥獣の 捕獲については銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲業務を地元猟友会に委託する。、また、従事者を確保するため、狩猟免許取得に係る費用を補助することで新規の狩猟免許取得者を増やすとともに、ICT技術を活用し、わなによる捕獲業務の効率化を図る。
農地の防除については、侵入防護止柵の未整備地域については整備促進を図り、併せて集落環境の点検や有害鳥獣の生態や習性、集落ぐるみでの対策方法についての、出前講座による学習会等を行う。また侵入防止柵の設置整備済地域については、メンテナンス等の維持管理作業を促進していく。
里山の荒廃により野生獣の生息域が農地等に接近したために被害が拡大し、個体数の増加を招いていることから、緩衝帯の整備を推進し、野生獣との棲み分けを図る。
森林域については、ニホンジカによる樹木の新芽の食害や樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止網ネットや防護柵幼齢樹保護カバー、テープ巻き等を継続して実施するよう促進していく。

日野町

「捕獲」、「農地の防護」、「環境整備」の3つを主要な対策と位置づけ、獣の生態や防除対策等の研修会を実施のうえ、集落環境点検を実施し、その点検結果に基づき対策を進めていくこととする。
捕獲については、「地元猟友会等による銃器による捕獲」と「集落におけるわな捕獲」を継続して実施していく。
また、新規捕獲者の確保とあわせて個々の捕獲者の捕獲技術を向上させ、獣の侵入経路にわなを設置する等、限られた捕獲者のなかで最大限の捕獲ができるよう捕獲通知装置（ICT）を活用し見回り等の労力軽減対策や、捕獲技術に関する研修会や現地指導等を実施する。町境における捕獲については、関係市町間が連携し捕獲できる体制を検討していく。
農地の防護については、獣の生息域の拡大等によって新たな被害地が発生していることから、未整備地区を中心に侵入防止柵の整備を進めるとともに、整備後も集落において定期的な点検や必要な補修等により防護効果を維持させられるよう適正管理を促す。
鳥獣からの被害をより軽減させるため、捕獲と農地防護にあわせて獣害研修会の開催や、目隠しネットなどの新たな被害軽減技術の普及も組み合わせながら総合的な対策をより進める。
また、集落間及び関係市町の連携による広域的な対策も図る。特にニホンザルについては、個体数調整とあわせて、集落ぐるみによる追い払いや放任果樹等の誘引物除去、緩衝帯整備、電気柵整備などによって、集落に寄せ付けないような対策を進める。また、森林域においては、皮剥ぎ等の被害対策としてテープ巻等の対策を啓発していく。

竜　王　町

捕獲については、地元猟友会に業務を委託して、ICTの活用による、イノシシ・シカ用箱罠の効率的な見回り点検により時間短縮を実施するとともに、狩猟免許取得者養成を図り被害集落の農家と協力してすすめていく。
農地の防護については、防護柵の整備の推進と併せ、農地とその周辺を取り巻く集落環境点検を実施するとともに、加害鳥獣の生態や習性について地域での学習会等を行い、加害鳥獣を誘引している要因を除去する取組みを行う。
外来獣は、主に民家地周辺等に生息しており、住民への啓発を行い、意識の高揚を図っていくとともに、捕獲や連絡体制の一元化を図っていく。
ニホンザルについては、集落ぐるみによる追い払い活動を行う。
カラス、スズメについては、鳥獣防除機の活用および住民等による防止活動を行う。

3．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

近江八幡市

捕獲（銃器・わな・檻）については猟友会等に業務を委託し、有害鳥獣捕獲等により通年捕獲を行う体制を構築する。
外来獣においては、農作物被害、生活環境被害ともに発生しており、市民からの通報があれば随時対応する。

東近江市

捕獲については地元猟友会に業務委託して、銃器、わなを用いた有害鳥獣捕獲により個体数管理を実施する。

日　野　町

地元猟友会等による銃器捕獲を行うとともに被害集落の農業者等によるわな捕獲を行う。わな捕獲では、狩猟者の減少、高齢化を踏まえ、集落ぐるみの捕獲を進め、狩猟者個人の負担軽減のためICTの活用や、捕獲補助者による見回り、捕獲後の処理等へのサポート等を進める。
また、農作物に多大な被害をもたらす悪質なニホンザルの群については、業者への委託により個体数調整を実施する。

竜　王　町

地元猟友会と農家（狩猟免許取得者）が連携し個体数調整及び有害鳥獣捕獲により捕獲(銃器、わな)による個体数管理を実施する。
狩猟期間については農家（狩猟免許取得者）が自主的にわなによる捕獲を行う。

（2）その他捕獲に関する取組

	年　度	対象鳥獣	取　組　内　容
近江八幡市	令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等。 ICTを活用し被害地区での捕獲を推進。
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	小型箱わなにより被害が報告された箇所の周辺を中心に捕獲を推進。
		スズメ ドバト カラス オオバン	水稲作付時期に稲穂を啄む、また、野菜を植えた際に種子を掘り起こされる等の被害があり、適時銃器による捕獲を行う。
		カワウ	近江八幡市域の伊崎半島周辺とその周辺地域及び沖島町地先の琵琶湖においては、水産資源へ毎年食害を及ぼしているため、エリ漁等が行われる時期において集中的に銃器による捕獲を行う。
東近江市	令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得に係る補助について広く周知する。 猟友会と情報共有し、被害地区での効率的な捕獲を図る。 ICTを活用した捕獲機材の導入を進め、罠による効率的な捕獲を図る。
		ニホンザル	ICTを活用した捕獲機材の導入を進め、罠による効率的な捕獲を図る。被害レベルが高い群れが出現した場合、GPS、首輪等の装着による群れの行動域等の把握を行い、対策を進める。
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	小型捕獲オリを追加導入し、被害を受けている個人や集落に貸し出し、捕獲を推進する。
		カラス カワウ オオバン	超音波を活用した防除機材を被害地域に貸し出し、防除を図る。 被害が拡大する時期や場所について猟友会及び農事組合と情報共有を行い効率的な捕獲を図る。
日野町	令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	駆除弾丸等代金についての補助 捕獲檻購入にかかる補助。 狩猟免許取得の支援。 捕獲技術向上にかかる研修会等の開催。 ICT機器を活用した捕獲の推進。 獣肉利活用の普及啓発。
		ニホンザル	駆除弾丸等代金についての補助。 狩猟免許取得の支援。 加害傾向の強い群れにおいて個体数調整を実施する。
		ハクビシン アライグマ	わなを増設し被害地区での捕獲を推進する。
		カワウ	大正池、日野川ダム近辺での銃器捕獲を必要に応じて実施する。
竜王町	令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	捕獲を中心とした捕獲を推進する。 ICTを活用した捕獲の推進。
		カラス	被害地区での定期的な追い払いや捕獲を推進する。 鳥類防除機を活用した追い払い。
		アライグマ ハクビシン	箱罠で捕獲を推進する。

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の考え方
近江八幡市 イノシシについては、繁殖率が高く、捕獲頭数が増加傾向にあり、わな中心の捕獲により被害の軽減を図る。 ニホンジカについては、捕獲頭数が増加傾向にあり、わな中心の捕獲により被害の軽減を図る。 カラスは、市域全体に分布しており、特に畜舎のある地域での被害が多いため、被害の実態に応じ銃器による捕獲を行う。 ドバトについても、被害の実態に応じて、適時銃器による捕獲を行う。 スズメ・オオバンについては、被害が報告される時期が例年限定されているため、適時銃器を用いて捕獲を行う。 外来獣（ハクビシン・アライグマ・ヌートリア）については、生息数の把握が困難であるが、近年捕獲数の増加を踏まえ、本計画のほか近江八幡市環境実施計画に基づきより可能な限り捕獲を行うものとする。 ニホンザルについては、市内に群れの生息は確認されておらず、今後の被害状況に応じた捕獲を検討していく。 カワウについては、特に漁業被害の集中する時期に有害許可捕獲にて集中的に捕獲を行う。 東近江市 イノシシについては、豚熱の終息に伴い個体数が増加傾向にあり、生息域が河川敷を中心に拡大しているため、わな中心の捕獲により被害の軽減を図る必要があることから、近年の捕獲実績等を考慮し捕獲頭数を設定した。 ニホンジカについては、加害個体を中心に毎年およそ1,000頭を捕獲しており、農作物被害は減少しているが、山地での林業被害や植生被害は継続して発生している。また、滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第４次）において、継続した捕獲の強化を図る必要があると判断されていることから、近年の捕獲実績等を考慮し捕獲頭数を設定した。 ニホンザルについては、農作物被害及び生活環境被害が継続して発生していることから、近年の捕獲実績等を考慮し捕獲頭数を設定した。地域ぐるみでの追払いや緩衝帯整備を実施してもなお継続的に被害を発生させる悪質な群が出現した場合、滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）に基づき、個体数調整を実施する。 外来獣（ハクビシン・アライグマ及びヌートリア）については、生息数の把握が困難であるが、指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。捕獲頭数については、近年の捕獲実施等を考慮し設定した。 カラスについては、被害の実態に応じて捕獲を行う。捕獲羽数については、近年の捕獲実績等を考慮し設定した。 カワウ及びオオバンについては、特に被害の集中する時期に集中的に捕獲を行う。 捕獲羽数については、近年の捕獲実績等を考慮し設定した。 日　野　町 《イノシシ》 イノシシについては、滋賀県内での豚熱発生を受けて、被害が減少傾向にあるが、日野町内で経口ワクチン散布が実施されている事から、日野町内での生息頭数の把握は困難であるものの、多産型の獣であることから、今後頭数を増やすことも考えられ、引き続き捕獲とあわせた防護柵の適正管理等を促し、被害軽減に努める。 《ニホンジカ》 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）に規定の捕獲目標頭数に基づき可能な限り加害個体の捕獲に努めることとする。また、捕獲とあわせて防護柵の適正管理等を促し、被害軽減に努める。 《ニホンザル》 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（5次）及び追加調査等に基づき、日野町を行動域とするニホンザルはおおよそ500頭と推測される。このことから、地域住民主体の被害防除等を継続して取り組み、悪質な個体等については有害捕獲（群の5%までの捕獲）を行い、被害軽減が困難と判断される群れ等については、同計画に基づき個体数調整を行う。 《ハクビシン、アライグマ》 生息頭数の把握が困難であるが、被害は増加の傾向にあるため、滋賀県外来獣防除実施要領に基づき、随時、有害捕獲を行う。 《カワウ》 近時、大正池での営巣数は減少傾向にあるが、日野川ダムでの漁業被害は継続して発生している事から、周辺地からの飛来が考えられ、周辺市町と連携し、必要に応じて捕獲を行う。 竜 王 町 イノシシについては、繁殖率が高く、かつ生息域が平野部に拡散してきているため、わな中心の捕獲が図れる頭数を設定した。 ニホンジカについては、県第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲する。 外来獣(アライグマ、ハクビシン)については、生息数の把握が困難であるが、指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。 カラスについては、鳥類防除機を活用した追い払いおよび被害の実態に応じて捕獲を行う。

	対象獣種	捕 獲 計 画 頭 数 等		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
東近江地域	イノシシ	760頭	810頭	860頭
	ニホンジカ	1,695頭	1,695頭	1,695頭
	ニホンザル	275頭	275頭	275頭
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	1,250頭	1,250頭	1,250頭
	カラス ドバト	1,550羽	1,550羽	1,550羽
	オオバン	700羽	700羽	700羽
	カ ワ ウ	1,730羽	1,730羽	1,730羽
	スズメ	100羽	100羽	100羽
近江八幡市	イノシシ	260頭	260頭	260頭
	ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	500頭	500頭	500頭
	スズメ	100羽	100羽	100羽
	ドバト カラス	550羽	550羽	550羽
	オオバン	100羽	100羽	100羽
	カワウ	200羽	200羽	200羽
東近江市	イノシシ	200頭	250頭	300頭
	ニホンジカ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
	ニホンザル	200頭	200頭	200頭
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	500頭	500頭	500頭
	カラス	800羽	800羽	800羽
	カワウ	1,500羽	1,500羽	1,500羽
	オオバン	600羽	600羽	600羽
日野町	イノシシ	150頭	150頭	150頭
	ニホンジカ	450頭	450頭	450頭
	ニホンザル	75頭	75頭	75頭
	アライグマ	100頭	100頭	100頭
	ハクビシン	50頭	50頭	50頭
	カワウ	30羽	30羽	30羽
竜王町	イノシシ	150頭	150頭	150頭
	ニホンジカ	15頭	15頭	15頭
	アライグマ	100頭	100頭	100頭
	カ ラ ス	200羽	200羽	200羽
	ハクビシン	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取り組み内容

近江八幡市

対象区域は近江八幡市全域とし、銃器及びわなを用いて対象鳥獣の捕獲を実施するとともに、ICT等の新技術を活用した捕獲も実施する。
また、イノシシ、ニホンジカの有害鳥獣捕獲は通年とする。
カラスについては、牛舎及び水稲の圃場が集中しているエリアを中心に、随時銃器による捕獲を行う。
外来獣（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア）については、小型捕獲おりにより随時捕獲を行う。
カワウについては、エリ漁における漁具に対する被害も発生しており、随時銃器による捕獲を行う。

東近江市

ニホンジカ、イノシシについては、銃器及びわなによる捕獲を実施する。銃器での捕獲が困難な地域においては、罠による捕獲を実施する。
ニホンザルについては、銃器及びわなによる捕獲に併せて、花火等を活用した集落ぐるみでの追払いを実施する。
外来獣(ハクビシン、アライグマ及びヌートリア)については小型捕獲おりにより随時捕獲を実施する。
カラスについては、被害エリアを中心に銃器による捕獲を実施する。
カワウについては、５月の鮎苗放流期から９月にかけて、愛知川下流域の営巣地や漁業権の設定された河川内に飛来するため、銃器による捕獲及び花火等による追払いを実施する。
オオバンについては、主に冬季（11月から3月）に能登川地区の河川を中心に飛来するため、銃器による捕獲を実施する。

日　野　町

対象地域は町全域とし、わな捕獲は10月末までとし、銃器捕獲によるニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、狩猟期間を含めた通年とする。
捕獲方法は猟友会等による銃器捕獲及び農業者等を中心とした集落ぐるみによるわな捕獲とし、相互の協力による効果的な捕獲体制により実施する。また、ICT機器等の導入により見回り等の労力軽減に取り組む。
ニホンザルについては、捕獲にあわせて、花火等による追い払いなどにより集落に寄せ付けない対策をすすめる。
外来獣（ハクビシン、アライグマ）については、小型捕獲器により随時捕獲を行う。カワウについては、銃器による捕獲および花火等による追払いを必要に応じて実施する。

竜　王　町

捕獲については、わな、銃器による捕獲を行う。
有害鳥獣捕獲期間は、狩猟期間を含めた通年とする。
外来獣（アライグマ、ハクビシン）については、箱罠により随時捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

近江八幡市

くくり罠による捕獲時に遠方から安全に止め刺しを行う必要があるため、第一種狩猟免許所持者がライフル銃及び散弾銃（スラッグ弾）を使用する。

東近江市

東近江市内の山中等において、第一種狩猟免許所持者が忍び猟等を行い有害鳥獣捕獲に従事する際、地形条件等の理由により、安全な捕獲を実施するために銃器による遠方からの捕獲及びくくりわなによる捕獲時に一定の距離をとって止め刺しを行う状況が見受けられ、やむをえずライフル銃を使用する場合がある。なお、捕獲の実施予定時期は毎年４月から翌年３月までとする。

日野町

第一種狩猟免許所持者が有害鳥獣捕獲に従事する際に使用する。（銃器による遠方からの捕獲及びくくり罠による捕獲時の止め差し）
捕獲実施予定時期は毎年４月から翌年３月まで。
捕獲予定場所は日野町全域（ただし、１１月以降は特定猟具使用禁止区域・鳥獣保護区に限る）。

（4）許可権限移譲事項

対象地域	対　象　鳥　獣
該当なし	

4．防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整　備　内　容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
近江八幡市	イノシシ	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=1.1m） 0.9km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=1.1m） 1.4km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=1.1m） 1.4km
東近江市	イノシシ ニホンジカ	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0m） 1.0km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0m） 1.0km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0m） 1.0km
	イノシシ	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=1.2m） 2.0km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=1.2m） 2.0km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=1.2m） 2.0km
	ニホンザル	電気柵（3段） 1km	電気柵（3段） 1km	電気柵（3段） 1km
日野町	イノシシ ニホンジカ	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0）3.0km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0）3.0km	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0）3.0km
竜王町	イノシシ ニホンジカ	該当なし	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0m）	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 （H=2.0m）
			集落からの要望により整備する	

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

	対象鳥獣	整　備　内　容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
近江八幡市	イノシシ	集落直営施行、集落維持管理	集落直営施行、集落維持管理	集落直営施行、集落維持管理
	ニホンザル	花火による追い払いにより対応。	花火による追い払いにより対応。	花火による追い払いにより対応。
東近江市	イノシシ ニホンジカ	集落ぐるみでのメンテナンス及び雑草等の除去を実施する。	集落ぐるみでのメンテナンス及び雑草等の除去を実施する。	集落ぐるみでのメンテナンス及び雑草等の除去を実施する。
	ニホンザル	集落ぐるみでのメンテナンス及び雑草等の除去を実施する。 花火等を用いた追い払いを実施する。	集落ぐるみでのメンテナンス及び雑草等の除去を実施する。 花火等を用いた追い払いを実施する。	集落ぐるみでのメンテナンス及び雑草等の除去を実施する。 花火等を用いた追い払いを実施する。
	カラス カワウ オオバン	花火等を用いた追い払いを実施する。	花火等を用いた追い払いを実施する。	花火等を用いた追い払いを実施する。
日野町	イノシシ ニホンジカ	既設防護柵の下辺を掘り起こして侵入してくる野生獣に対し、防風ネットを利用した目隠しネットを導入する。潜り込み防止の為、目隠しネットの設置や、柵下辺部の補強を進める。	既設防護柵の下辺を掘り起こして侵入してくる野生獣に対し、防風ネットを利用した目隠しネットを導入する。潜り込み防止の為、目隠しネットの設置や、柵下辺部の補強を進める。	既設防護柵の下辺を掘り起こして侵入してくる野生獣に対し、防風ネットを利用した目隠しネットを導入する。潜り込み防止の為、目隠しネットの設置や、柵下辺部の補強を進める。
	ニホンザル	家庭菜園向け電気柵の「おじろ用心棒」の導入を進めている。 既存柵への機能強化として、電気柵の追加や、農地への侵入防止の為、適切な電気柵の指導を行う。	家庭菜園向け電気柵の「おじろ用心棒」の導入を進めている。 既存柵への機能強化として、電気柵の追加や、農地への侵入防止の為、適切な電気柵の指導を行う。	家庭菜園向け電気柵の「おじろ用心棒」の導入を進めている。 既存柵への機能強化として、電気柵の追加や、農地への侵入防止の為、適切な電気柵の指導を行う。
竜王町	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の管理。 （草刈り等、修繕）	侵入防止柵の管理。 （草刈り等、修繕）	侵入防止柵の管理。 （草刈り等、修繕）

5.生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

	年　　度	対象鳥獣	取　組　内　容
近江八幡市	令和8年度	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の維持管理の指導。
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	集落・個人への被害防除知識の普及活動。
	令和9年度	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の維持管理の指導。
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	集落・個人への被害防除知識の普及活動。
	令和10年度	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の維持管理の指導。
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	集落・個人への被害防除知識の普及活動。
東近江市	令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア カラス カワウ オオバン	緩衝帯の維持管理及び里山全体の整備を促進する。 森林域の樹木の食害防止対策及び樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止ネットや幼齢樹保護カバー、テープ巻き等の実施を促進する。 集落への被害防除知識の普及活動。 鳥獣の生態や防除対策に関する研修会や集落環境点検を実施する。
	令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア カラス カワウ オオバン	緩衝帯の維持管理及び里山全体の整備を促進する。 森林域の樹木の食害防止対策及び樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止ネットや幼齢樹保護カバー、テープ巻き等の実施を促進する。 集落への被害防除知識の普及活動。 鳥獣の生態や防除対策に関する研修会や集落環境点検を実施する。
	令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア カラス カワウ オオバン	緩衝帯の維持管理及び里山全体の整備を促進する。 森林域の樹木の食害防止対策及び樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止ネットや幼齢樹保護カバー、テープ巻き等の実施を促進する。 集落への被害防除知識の普及活動。 鳥獣の生態や防除対策に関する研修会や集落環境点検を実施する。

日野町	令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン カワウ	野生獣の生態や防除対策に関する研修会を実施し、地域リーダーの育成、住民への被害防除知識の普及活動を行う。 集落環境点検の実施。 点検結果に基づく進入防止の適切な維持管理の指導、及び、放任果樹等の誘引物除去の指導。 緩衝帯の整備等による生息環境管理。
	令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン カワウ	野生獣の生態や防除対策に関する研修会を実施し、地域リーダーの育成、住民への被害防除知識の普及活動を行う。 集落環境点検の実施。 点検結果に基づく進入防止柵の適切な維持管理の指導、及び、放任果樹等の誘引物除去の指導。 緩衝帯の整備等による生息環境管理。
	令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン カワウ	野生獣の生態や防除対策に関する研修会を実施し、地域リーダーの育成、住民への被害防除知識の普及活動を行う。 集落の被害防除知識の普及活動。 点検結果に基づく進入防止柵の適切な維持管理の指導、及び、放任果樹等の誘引物除去の指導。 緩衝帯の整備等による生息環境管理。
竜王町	令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	緩衝帯整備等による里山整備、生息環境管理 ICT機器活用による捕獲。 集落への被害防除知識の普及活動。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る障害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1） 関係機関等の役割

関係機関の名称	役　　割
滋賀県中部森林整備事務所	許認可関係の対応
滋賀県近江八幡警察署　生活安全課	各関係機関への連絡及び現場確保
滋賀県東近江警察署　生活安全課	各関係機関への連絡及び現場確保
各市町　捕獲担当課	関係機関への連絡及び捕獲等の依頼
被害対策実施隊(捕獲班)	捕獲体制の連絡及び実施
滋賀県猟友会　支部(班)	捕獲の実施

（2） 緊急時の体制

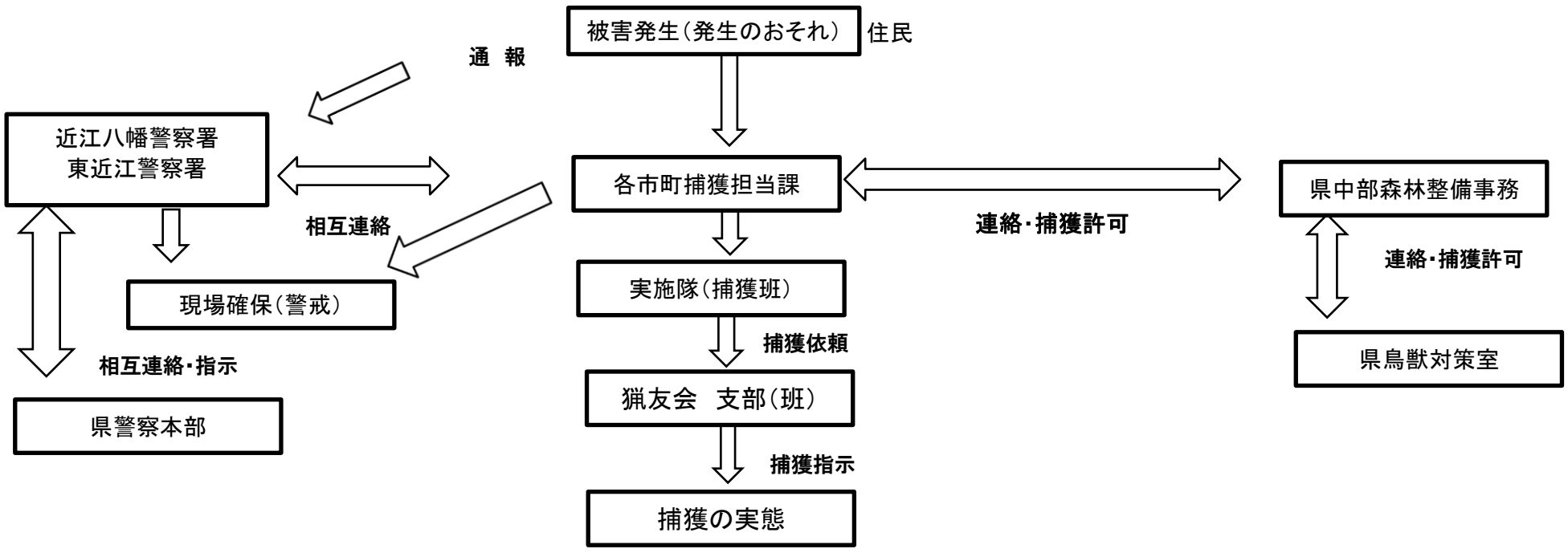

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

近江八幡市

捕獲をした対象鳥獣については、基本的には従事者の私有地または、地権者の許可を得て埋却処分を行う。また、近江八幡市環境エネルギーセンターでの焼却処分も行える。

東近江市

市内には焼却処分出来る施設が無いため、捕獲現場等で適切に埋設処理を行う。

日　野　町

活用できるものについては獣肉処理施設にて衛生的に処理し利活用を図る。
活用不能なものについては、捕獲現場で適切に埋設処理を行う。

竜　王　町

町内には焼却処分が出来る施設が無いため、施設での焼却処分が可能となるまでは、捕獲現場等で適切に埋設処理を行う。

8．捕獲等・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

近江八幡市	
食品	当市内には、鳥獣を衛生的にと殺・処理できる施設がなく、猟友会員による有効利用はされているものの、春から秋にかけては食肉としての価値も低く、また安定供給の面を考慮しても当市の捕獲頭数では困難なため、利用推進が困難と考えられる。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	
東近江市	
食品	現在、市内にはニホンジカやイノシシ等の食肉加工施設が無いため流通販売は困難である。
ペットフード	利用なし。
皮革	利用なし。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	利用なし。
日野町	
食品	獣肉処理施設で、衛生的に処理を行い、学校給食や、京阪神を中心とした、飲食店への販売を行っている。また、缶詰の加工品を製造（外部委託）し、町内外の小売店にて販売を行っている。
ペットフード	内臓・すね等の不可食部位は、ペットフード製造会社への販売をすでに行っている。 引き続き、要望に応じて出荷を行い、廃棄量の削減に努める。
皮革	革製品製作工房等の要望に若干量の出荷がある。 引き続き、要望に応じて出荷、販売を行う。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	角は装飾品への加工用に若干量の出荷が有る。 引き続き、要望に応じて出荷を行い、廃棄量の削減に努める。
竜王町	
食品	現在、町内にはニホンジカやイノシシ等の食肉加工施設が無いため流通販売は困難である。
ペットフード	利用なし。
皮革	利用なし。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	利用なし。

（2）処理加工施設の取組

日野町
衛生的に処理を行い、学校給食や京阪神を中心とした、飲食店への販売を行う。 また、販路拡大のため、物産展等のイベントへの出店やメディア取材の対応により、獣肉処理施設の活動の周知を図る。 また、自家消費を促すため、行政と連携し、狩猟者やジビエに興味の有る住民に対して、解体講習会等の開催を行う。

（3）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

日野町
猟友会有志により、獣肉処理施設の運営を行っているが、高齢化が進んでいる。 猟友会内においても、若年者の狩猟免許取得を推進し、処理施設運営にかかわる人材を獲得する。

9．被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

東近江地域	協議会の名称	東近江地域鳥獣被害防止対策協議会
	構成機関の名称	役　　割
	近江八幡市獣害対策協議会	集落、農家への普及啓発 協議会の運営、対策の計画及び実施 漁業者への普及啓発
	東近江市野生動物保護管理対策協議会	
	日野町有害鳥獣被害対策協議会	
	竜王町有害鳥獣対策協議会	
	滋賀県漁業協同組合連合会	
	滋賀県農政水産部水産課	
近江八幡市	協議会の名称	近江八幡市獣害対策協議会
	被害集落代表者	被害調査、集落への普及啓発
	滋賀県農業共済組合　東部支所	農業者への普及啓発
	グリーン近江農業協同組合市内 各営農振興センター	農業者への普及啓発
	近江八幡市農業委員会	農業者への普及啓発
	滋賀県猟友会八幡支部 滋賀県猟友会八日市支部安土	有害捕獲の実施
	滋賀県鳥獣巡視員	鳥獣保護面での調整
	市内生産森林組合	防除対策の指導、被害調査
	近江八幡市市民部環境課	生活環境被害における対策の実施
	近江八幡市産業経済部農業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
東近江市	協議会の名称	東近江市野生動物保護管理対策協議会
	東近江市農林水産部林業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
	東近江市農業委員会	農業者への普及啓発
	市内4農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合　東部支所	防除対策の指導、情報提供
	市内2森林組合	防除対策の指導、施工、被害等調査
	市内3漁業協同組合	漁業者への普及啓発
	被害防止実施隊(捕獲班) 市内6猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
日野町	協議会の名称	日野町有害鳥獣被害対策協議会
	滋賀中央森林組合　日野事業所	防除対策の指導、施工、被害等調査
	滋賀県農業共済組合　東部支所	防除対策の指導、情報提供
	日野町猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
	グリーン近江農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県東近江農業農村振興事務所	専門的知識による助言、法律的な対応
	日野町農業委員会	農業技術の検証 有害鳥獣対策、施策を関係機関に建議等の実施
	有害鳥獣被害地区代表	被害防除の実施及び普及啓発 集落・農地周辺の管理の実施
	日野町　農林課	協議会の運営、対策の計画及び実施
竜王町	協議会の名称	竜王町獣害対策協議会
	滋賀県東近江農業農村振興事務所	専門的知識による助言、法律的な対応
	グリーン近江農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合　東部支所	防除対策の指導、情報提供
	竜王町猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
	竜王町農業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
	有害鳥獣被害地区代表	集落ぐるみの総合的な取組の推進・実践

（2）関係機関に関する事項

	関係機関の名称	役　　割
東近江地域	滋賀県東近江農業農村振興事務所	調査実施、柵設置指導、研修等開催の助言 関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言・指導
	東近江地域農業センター	関係機関との調整、情報提供
近江八幡市	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言・指導
東近江市	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	㈱野生動物保護管理事務所 関西支社	調査実施、事業執行の指導助言
	滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言・指導
日野町	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	獣美恵堂	捕獲されたシカ・イノシシ肉の有効活用
	滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言・指導
	日野町有害鳥獣被害対策協議会 オブザーバー委員	専門的知識による助言
竜王町	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供

（3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

近江八幡市

被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当市職員を指名する。
被害防止啓発指導、地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導、侵入防止柵の設置指導、民家地域における外来獣の捕獲等を行う。

東近江市

被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当職員の指名と、主に有害捕獲及び個体数調整に従事する民間の狩猟免許所有者(猟友会会員)、捕獲の指揮監督及び調整を行う責任者(狩猟会員)を任命する。農林漁業者及び各関係団体と連携し、普及啓発及び捕獲等を実施する。
・被害防止啓発指導
地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導
住民施工による侵入防止柵の設置指導等
民家周辺における外来獣の捕獲等
・捕獲班
市内7地区における捕獲の区域調整や隣接地区との共同捕獲等
有害捕獲従事者による捕獲班を編成し捕獲の指揮監督
有害捕獲及び個体数調整の実施

日　野　町

被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導、生息調査等を行う担当町職員及び協議会職員の任命と、主に有害捕獲及び個体数調整に従事する民間の狩猟免許所有者(猟友会会員)、捕獲の指揮監督及び調整、技術指導等を行う地域担当(狩猟者)を任命する。

竜　王　町

被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当町職員を指名する。、
被害防止啓発指導、地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導、侵入防止柵の設置指導、民家地域における外来獣の捕獲等を行う。

（4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近江八幡市
　農地の侵入防止柵は被害地区の自治会や農事改良組合・農業組合、営農組合など、集落の直営により設置する。

東近江市
　侵入防止柵の設置、メンテナンス及び緩衝帯設置後の里山の維持管理は地元集落が実施する。
　被害集落を対象に研修会や集落環境点検を実施し、集落ぐるみでの対策を推進する。

日　野　町
　日野町有害鳥獣被害対策協議会が中心になり、有害鳥獣に係る調査・集落環境点検を含めた研修会等を実施し、被害集落において集落ぐるみで対策が実施できるよう支援する。
　また、町全体で対策に対する理解を深めてもらえるように広報等を通じて情報提供や普及啓発を行う。
　また、広域的な施策については、関係市町・関係機関連携のうえ対応する。

竜　王　町
　侵入防止柵の設置、メンテナンスおよび緩衝帯設置後の里山の維持管理は地元集落が実施する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近江八幡市

　ニホンザル等への対策として、花火等を用いた住民による追い払い等の活動を推進する。
　また、広域連携で対策を実施するため、近隣市町と連携して、有害鳥獣捕獲等の対策を図る。

東近江市

　ニホンザル、カラス、オオバン及びカワウについては、複数の市町を移動するなど、広域的な被害が発生しているため、近隣市町と連携して、有害鳥獣捕獲等の対策を図る。

日　野　町
　不適切なワイヤーメッシュ柵・電気柵の設置による獣の侵入や感電事故等が発生しないよう、その防止に向けた取り組みとして日野町有害鳥獣被害対策協議会を中心とした　適切な施工方法の現場指導や、広報による普及啓発等を行う
　市町境を超えて移動するニホンザルの群れに対し、有害捕獲、個体数調整等を実施する際には、適時情報を共有し、迅速に比較体制が取れるように努める。
竜　王　町
　個人で電気柵の設置を行われている地域があることから、電気柵による危害防止、適切な施行方法の現場指導や普及啓発を行う。
　狩猟の担い手育成として、罠等の講習会受講費用を助成する。